



平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市

意見書 (6)

平成22年11月10日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

相手方代理人弁護士 天 野 勝 介

同 滝 口 広 子

同 志 和 謙 祐

【担当】 同 若 井 大 輔

上記当事者間の御庁頭書事件について、下記のとおり補充して意見を申し述べます。

記

第1 文化・交流センター事業につき

申立人は、平成22年10月29日付主張書面(3)「1」において、文化・交流センターがサンプラザ1号館内に設置されているところ、概要、①申立人が昭和54年以降現在に至るまでサンプラザ1号館全体の管理を行ってきたことから、サンプラザ1号館の管理のノウハウを蓄積し、また、文化・交流センター

を含めたサンプラザ1号館を一体的・効率的に管理することができること、及び②申立人がサンプラザ1号館内に区分所有権を有しているスペースを文化・交流センターの事務所として活用することで、文化・交流センターの最有効利用を図ることができることを理由として、今後も継続して文化・交流センターの指定管理者として業務を受託することができるなど、いずれも申立人が、本申立て以前より有していた優位性について主張している。

指定管理者の公募・選定は、言うまでもなく、公正かつ客観的な評価を元に行われるものである。このことを踏まえ、申立人が今後も文化・交流センター指定管理者の公募に選定されるための、方策について述べられたい。

第2 第3セクターとしての意義・必要性

去る平成22年10月29日付にて、申立人から「調停条項案」が提出されたところであるが、相手方としては、申立人の第3セクターとしての公共的役割の有無が、相手方として調停条項案を受諾するか否かの重要な判断材料のひとつであることを認識している。

すでに申立人は、主張書面(1)及び主張書面(4)において、申立人が実施する各事業の意義や申立人が破綻した場合の影響を述べ、申立人の公共的役割と必要性を主張しているが、相手方としてもここで示されている主張については、異を唱えるものでなく、本市のまちづくりに関して、申立人が第三セクターとして、公共的役割を果たしていることを十分認識している。さらに、申立人は、主張書面(4)「第3 今後の経営等について」において、過去の反省に立って経営努力をしていることを主張している。

そこで、相手方は、調停条項案を受諾するか否かを判断するため、「申立人は、自らに、本市のまちづくりに関し、いかなる公共的役割と必要性があると考えているのか」、そして、「申立人に、自らの存続のために、過去の反省に立ち、今後いかなる経営努力を傾注していく強い意思があるか」について、再度、申立人と

しての考え方を明らかにすることを求める。

以上